

香川大学創造工学部情報基盤室細則

平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、香川大学創造工学部情報基盤室規定第6条の規定に基づき、香川大学創造工学部情報基盤室（以下「基盤室」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定める。

(運用管理)

第2条 基盤室は、次の各号に掲げる機器（以下「共用情報機器等」という。）を管理運営する。

- (1) 教育用電子計算機システム
- (2) キャンパス情報ネットワーク
- (3) その他基盤室が認めた情報関係機器

(利用者の資格)

第3条 共用情報機器等を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 香川大学創造工学部及び大学院工学研究科（以下「本学部」という。）の教職員（非常勤講師及び事務補佐員を含む）、及び学生（工学部の学生を含む。）
- (2) その他基盤室室長（以下「室長」という。）が適当と認めた者

(利用の許可)

第4条 共用情報機器等を利用しようとする者は、所定の利用申請書を室長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 室長は、当該機器の利用を許可した場合は利用許可書を、許可しなかった場合はその理由を文書にて、申請者に通知するものとする。

(利用内容の変更等)

第5条 利用者は、申請書の記載事項を変更する場合には、改めて許可を受けなければならない。

2 前項の変更の許可については、前条の規定を準用する。

(利用者の遵守義務)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、第三者に転貸使用させてはならない。
- (2) 利用者は、使用にあつては共用情報機器等の各々の使用上の注意事項を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第7条 利用者は、故意又は重大な過失により、共用情報機器等に損害を与えたときは、速やかにその損害を弁償しなければならない。

(利用許可の取消等)

第8条 室長は、利用者が本細則に違反した場合、又は本学部の教育研究に支障をきたしたとき若しくはそのおそれがあると認められたときは、その利用の許可を取消し、又はその利用を停止させることができる。

附 則

1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

2 香川大学工学部情報基盤室細則（平成16年4月1日制定）は、廃止する。